平成２１年（フ）第４６６号
川崎市多摩区登戸309番地
破産者　山立株式会社
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１４４号
金沢市示野町南20番地
破産者　有限会社南商クオリティ
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１８８号
金沢市諸江町下丁282番５号
破産者　株式会社エー・ケー・ライン
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２３７号
金沢市八日市１丁目158番地
破産者　有限会社ケイアイティー企画
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第２９３号
長野県中野市大字新井字宮廻り624番地11
破産者　有限会社中野自動車板金塗装工場
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５３号
長野県飯山市南町12番地４
破産者　株式会社しみず呉服店
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６４号
長野市大岡乙269番地１号地
破産者　有限会社山屋商店
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４０８号
愛知県春日井市上条町１丁目５番地２　藤和シティコープ春日井駅前1304号
破産者　鈴木　　昇
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０７４号
愛知県春日井市六軒屋町西３丁目５番地の３
破産者　株式会社丸長紙器工業所
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５４３号
名古屋市南区赤坪町92番地の２
破産者　有限会社間瀬
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０３５号
愛知県尾張旭市北山町北新田20番地の９
破産者　有限会社フクダ美装
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１４８号
愛知県豊明市新田町錦１番地１
破産者　株式会社ひまわりホーム
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５０６号
大阪府茨木市沢良宜浜３丁目６番21号
破産者　有限会社榎倉
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２９２２号
大阪市西区土佐堀１丁目６番３号ＪＡＭ西日本会館
破産者　株式会社Ｔ・Ｐ・Ｓ
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６７４号
大阪市東淀川区豊里３丁目12―16、開始決定時の住所大阪府茨木市沢良宜浜３丁目６番21号
破産者　榎本　人訓
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５４３号
大阪府吹田市昭和町10番22号
破産者　まるよ商事株式会社
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６９５号
大阪市東淀川区大桐２丁目７―16　上新庄グランドハイツ北101、開始決定時の住所大阪市天王寺区清水谷町３番22―506号
破産者　大北　　等
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１５５号
大阪府東大阪市西堤学園町２丁目１番４号
破産者　有限会社森田バフ研磨
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９７３号
大阪府門真市御堂町５―22門真モントレー306号
破産者　合同会社吉岡工業
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４４号
兵庫県西宮市津門仁辺町３番16号
破産者　有限会社オーシャンフードサービス
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８号
北九州市戸畑区牧山海岸２番17号
破産者　株式会社山﨑産業
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２０年（フ）第３３２号
北海道釧路市新釧路町10番11号
破産者　株式会社コウセイ建設
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所